

令和5年度厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)

議 題：未払賃金立替払事務実施費

開催日時：令和5年6月2日(金)10:00～10:52

開催場所：中央合同庁舎第5号館(9階省議室)

出席者：赤井委員、伊藤委員、井野委員、大橋委員、大屋委員、加藤委員(五十音順)

○厚生労働省大臣官房総括審議官(行政改革推進室長(以下「総括審議官」))。)

定刻となりましたので、ただいまより「厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)」を開催いたします。

私は、行政改革推進室長の間でございます。委員の皆様におかれましては御多忙中のところ、また、お足元の悪い中を御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日開催する行政事業レビューの公開プロセスについて御説明を申し上げます。行政事業レビューは、国の事業について支出における無駄の削減や、より効率的・効果的な行政の実現を目指して各府省が自ら点検・見直しを行うものです。行政事業レビューのうち、公開プロセスは国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために改善の余地の大きい事業等として選定した対象事業について、外部の有識者の先生方に委員として御参画いただいた公開の場で点検し、事業の評価や見直しの方向性を公表するものとなっております。

なお、本日の公開プロセスの実施に当たりましては、委員の皆様には事前に担当部局から説明を聞く勉強会、オンライン及び実地での現場のヒアリングを行うなど、議論の御準備を頂いていることを申し添えます。

次に本日の会議の進行ですが、6つの事業について1事業50分を目安に進めてまいります。初めに、事業の内容について担当部局から説明いたします。その後、委員の方々に質疑・議論をしていただき、事業の課題や見直しの方向性などの御意見などを記載していただいたコメントシートを議論の流れの中で提出いただきたいと思います。これらを集約して、最後に取りまとめ役の有識者の先生より、事業の評価や事業見直しの方向性などの取りまとめのコメントを頂きます。以上が本日の流れになります。

有識者の先生方のうち、取りまとめ役につきましては大屋委員にお願いすることとしたいと存じますので、あらかじめ御了承願いたいと思います。

なお、委員の皆様及び事務局の出席者の紹介については時間の都合上、恐縮ですが省略させていただきたいと存じます。お手元の資料にて御確認ください。

また、本日の会議についてはインターネット生中継を行い、会議終了後、厚生労働省ホームページにも掲載をさせていただきます。

それでは、行政事業レビュー公開プロセスを始めます。本日は6つの事業について行政事業レビューを行いますので、よろしく願いいたします。カメラの方はいらっしゃらな

いでしょうか。いらっしゃいましたら、議事進行の妨げとならないよう所定の場所での撮影をお願いしたいと思います。

まず1つ目の事業であります、未払賃金立替払事務実施費を始めます。それでは、まず担当部局から5分以内で簡潔に説明をお願いいたします。

○労働基準局

おはようございます、労働基準局の監督課でございます。未払賃金立替払事務実施費について御説明をいたします。資料2ページをお願いいたします。

この制度は、企業が倒産をし、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定の範囲を政府が事業主に代わって支払う制度です。倒産には法律上の倒産と事実上の倒産があり、法律上の倒産の場合は、その事実などの証明を破産管財人等が行います。事実上の倒産については中小企業が対象となりますが、その場合は労働基準監督署が倒産の認定や未払額の確認を行います。その上で請求者が独立行政法人労働者健康安全機構に対し申請を行い、機構が立替払の決定・支払を行います。事前の勉強会におきましては、こうした制度を事業主が知ることによって賃金を支払わないといったモラルハザードが発生するのではないかとの御指摘がございました。この点について、右側の「求償について」にありますとおり、立替払を行った場合、機構が債権を代理取得し事業主に求償いたします。事業主が賃金支払義務を免れるものではありません。そして、賃金不払は法違反として監督署が指導を行うほか、重大・悪質な事案については送検する場合がございます。不正受給の場合には詐欺罪として刑事告発を行う場合があるほか、制度上も返還・納付の規定がございます。これらにより、制度の濫用を防止していく考えです。

3ページをお願いいたします、立替払の実績です。令和3年度の立替払額は全て前年同月を下回りました。新型コロナ対応の各種支援策により、倒産件数が低水準だったことの影響と考えます。一方で令和4年度は支援策の廃止に加え、人件費高騰、円高などの影響により倒産件数は増加傾向にございまして、立替払の実績も増加傾向です。今後もこの傾向は続くと考えておりまして、引き続き事業の确实・迅速な実施が求められます。

4ページをお願いいたします、論点として2点掲げております。1点目は本制度の确实・迅速な実施が求められる中、早期支払のため、事業の運営方法を見直し、より効率的な方法を検討すべきではないかという点でございます。現在、不備事案を除いた請求日から支払日までの期間の目標を20日と設定しておりまして、実績は表のとおりでございます。過去においては30日近く掛かっていた時期もございましたが、順次短縮を進めているところでございます。2点目は、制度の不知により制度利用できない方がいるのではないかと。見直しの方向性としては、まず立替払の迅速化と利便性の向上を図るため、オンライン化の推進と関係機関との連携強化を行います。そして、制度の周知方法の充実や周知先の拡大を図ります。

5ページをお願いいたします、オンライン化の推進についてでございます。左の「現状」

でございますけれども、請求者から機構への請求は紙ベースであり、郵送や請求書の記入、システムへの入力・確認について手間が掛かっているということでございます。機構と監督署の間のシステム連携もなされていません。右の「見直し後」ですが、請求をオンライン化し、また機構と監督署のシステム連携をすることにより、こうした手間を省けるというように考えております。

6 ページをお願いいたします、関係機関との連携強化についてです。左の「現状」ですが、弁護士会などの主催により研修会を実施しているほか、地方裁判所に対しても説明や協力依頼を行っております。また、機構内でも職員の審査能力向上などを図っております。右の「見直し後」ですが、弁護士会や地裁に対する更なる働き掛けを行うとともに、機構職員への研修についても見直しを行っていきたいと考えております。

7 ページ、制度周知についてでございます。現在、リーフレットの配布や機構ホームページにおけるチャットボットでの問合せ対応を行っております。見直し後は SNS、動画配信などによる周知や監督署における好事例の水平展開、関係機関への協力要請など取組を更に広げていきたいというように考えております。チャットボットについても精度向上に努める考えです。以上によりまして、制度の確実・迅速な実施と周知の強化を図っていききたいというように考えております。説明は以上でございます。

○総括審議官

ありがとうございます。それでは、質疑・応答に移りたいと存じます。時間も限られておりますので、発言される方は挙手をお願いしたいと思います。こちらから指名させていただきますので、指名されましたら簡潔に発言をお願いしたいと思います。また、担当部局から見直し案も示されておりますので、それを念頭に御議論いただければと思います。

なお、コメントシートにつきましては、議論の状況を踏まえて適宜記入をお願いいたします。議論を開始して一定時間経過後にこちらからも再度アナウンスをさせていただきます。

それでは質疑応答ということで、御質問、御意見のある委員の先生方は挙手をお願いいたします。では、まず伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

2 点確認させてください。まず、頂いた資料の 10 ページ、下のほうに立替払金の充当ということで、どれぐらいの額が回収できたのかということについて載っております。予算の規模としては 220 億ということですが、実際に回収できている額で言いますと、初期の年度では 13 億ということになっておりまして、支払義務を免れるものではないとはあるものの、やはり事実上は回収が難しいのではないかとということと、この回収のために多くの事務コストが掛かっているのではないかとということについて、数字など頂ければと思いま

す。

もう 1 点、13 ページにありますとおり、倒産件数と今回の立替払額ないし支給者人数がある程度呼応しているということが見て取れますけれども、この事実上の倒産に関してもう少し、これがファクトだというような統計、つまり倒産した事業所ないしその従業員の方の数のうち、払われていないというか、こういう請求の対象になっている方が実際何割なのか。もちろん、対応関係があって相関しているということは分かるのですが、倒産されてそこで働いていた従業員のうち、実際に賃金が払われないといった目に遭う方というのがどれぐらいの確率で発生しているのかということをお官庁、つまり行政のレベルで把握をされているのか。この倒産件数に関して東京商工リサーチの結果に基づいて、監督署等での事実上の倒産件数の把握というものは、もしかしたらそれに追いついていないのかどうかという点について確認させてください。以上です。

○総括審議官

それでは、今、求償義務の関係の事務コスト等、あるいは倒産したもののうちどれぐらい未払が発生するのか、行政として把握しているのかといった御質問に対する回答を担当部局のほうからお願いいたします。

○労働基準局

ありがとうございます。まず、回収額についてでございますけれども、回収する割合としては3割弱程度というようになってございます。そして、法律上の倒産の場合と事実上の倒産の場合ということがございますけれども、法律上の倒産の場合は法律上債権の弁済の優先順位が決まっておりますので、これに従って弁済がなされるということで、比較的回収はしやすいということでございます。一方で事実上の倒産の場合につきましては、労働基準監督署が支払能力がないことを確認しておりますので、現実問題として実際に支払能力がないケースが多うございますので、回収がなかなか難しいというような状況になってございます。事務コストについては、回収の部分だけ取り上げて御説明することはなかなか難しいのですが、監督署における調査でありますとか、そういったところも含めまして、大体10億円程度例年掛かっているということでございます。

2 点目に御指摘いただきました、事実上の倒産の場合に実際に支払われない方がどれぐらいいるのかということでございますけれども、これはすみません、なかなか把握が難しいところでございまして、労働基準監督署のほうに未払の相談がありました場合、ほかに未払の労働者がいらっしゃれば、その方の分も含めてその未払賃金の立替払制度の利用を促したりでありますとか、そういったことはしますので、未払の方がいらっしゃることが分かれば、制度の利用を促していくということになりますので、なかなか実数の把握というところは難しいということでございます。以上でございます。

○総括審議官

伊藤委員、今の回答に対してコメントはございますでしょうか。では、ほかの委員の皆様方で御意見・御質疑等ございますでしょうか。赤井委員、お願いいたします。

○赤井委員

ありがとうございます。この未払賃金立替払制度は、倒産してしまったため賃金が支払われない人に迅速に支払うということで本当に貴重な、いい制度だと思います。これはどのぐらい効率的に早く払っていくのかということが問われているかと思うので、そのための例えばアウトプットであったりアウトカムであったり、その辺りをしっかり見ていかないといけないと思います。

1つ質問とそれに関連する事柄になると思うのですが、まずこれを見てもアウトプット、それから長期アウトカムというようになっていて、アウトプットというところは人数になっているのですけれども、この人数というものがどのような作業とともに変化するのか。結局、社会の状況に応じて倒産というのは決まってきて、そここのところからこの作業の人数が出てくるとすると、アウトプットというのはもう自然と決まるものなのか、こちらの何か対応で変わるものなのか、これはどのように捉えるのか。このアウトプットに対してコストが掛かってくると思うのですが、アウトプットとコストの関係がどのようになっているのか。それから、これはあとでも出てくると思うのですが、長期アウトカムということで、本当にこのアウトカムがどのぐらい実際に長期的なものなのか。それはちょっとあとで議論するとしても、まずアウトプットとコストの関係がどのように決まるのか教えてください。

○総括審議官

では、今の質問に対して回答をお願いします。

○労働基準局

ありがとうございます。アウトプットとコストとの関係ということでの御質問でございます。御指摘いただきましたとおり、未払賃金立替払の実績というものは倒産の件数に連動しているということになりまして、その倒産の件数自体が景気の変動に影響を受けるということでございますので、それに伴って実績が変わってくるということになります。

事務費につきましても、立替払の件数が増えとなれば、そのための相談に来られる方が増えるでありますとか、そういった事情がございますので、その分の事務費の積み増しをして対応するということになりますので、やはりこれも基本的には景気の変動に連動して考えていくということになるかと思っております。以上でございます。

○赤井委員

もう1回だけ。そのように表れてくるということなのですが、倒産して払われていない人の数と、この実際のアウトプットの数、何割ぐらいカバーできていると想定されますか。それはちょっと分からないという感じですかね。その辺りの回答をお願いします。

○労働基準局

申し訳ございません。やはり、倒産をして払われていない人が、どれだけいるかというところの把握が難しいものがございますので、そこはなかなかお答えが難しいところでございます。

○赤井委員

イメージも分からないのですか。

○労働基準局

はい。

○赤井委員

以上です。ありがとうございました。

○総括審議官

ほかに御質問等ございますでしょうか。では、加藤委員、井野委員という順番でお願いします。

○加藤委員

加藤でございます。御説明いただきありがとうございます。この事業の目的につきましては、コロナ禍もあって、特にこういう倒産案件の数というのは、そういう社会事象によって増減するというところでございますので、いつの時代もこういうことで、労働者の方が不便を被るということを少しでも回避しようという事業趣旨でございますので、そういったものには大変賛同するところでございます。それを前提に2点お伺いできればと思います。

今の赤井先生の御質問にもかぶるところがあるかもしれませんが、この制度を知っている労働者の中で要件を満たした方が、立替払を申請してくるということで、例えば要件を満たしている方でも、この事業を知らなければ申請されないで終わってしまうということで、この制度の要件に合致している労働者の方のうち、どの程度の労働者の方が認知されているかという、やはりその全体像、潜在的なものを含む全体像を知って、そして、それに対して実際どのぐらいの未払賃金の立替払として実現しているかというところが、多分先ほどの御回答だと、そこはなかなか把握しづらいということかと思えます。

ただ、法律的なほうの倒産は統計で出ているでしょうし、そちらと実質的な事実上の倒産の比率にもよるのかもしれませんが、やはり潜在的なものも含む、本来ならこの制度に従って立替払を申請してもらえれば払えるという総額に対して、実際に今、どのぐらいの稼動がなされているかというところを知ることが、何らかの形で仮定を置いてでもできればいいのかなと思っておりまして、それが分かれば今の周知というものにつなげた場合に、見直しの方向性にも周知方法を改善していくというのがございましたが、パンフレット等の配布、ホームページでの開示で、十分かどうかというところの検討の材料になるのかなと考えておるのですが、それに関してコメントいただきたいというのが1点目です。

どうでしょうか。分けたほうがいいですかね。もう1つもよろしいですか。それから2点目は、事前のときにもレクチャーいただいた中で、オンライン申請の導入ということで、当面は紙面による申請も残すというようにお伺いをいたしました。やはり効率的な運営の観点からは、オンライン申請の一本化の実現が望ましいのではないかとというように個人的には考えておるところであります。

令和7年頃に稼動と伺っていますので、例えばそのときから100%オンライン申請にしますというのが一番望ましいと考えておりますけれども、ただ、いろいろな事情を踏まえて、もしも同時並行で紙面申請を残していくということであれば、ただ将来的に、それは1年間とか2年間とか時限措置として、その期間を明記して、その措置の期間が過ぎた場合には、オンラインに一本化しますというようなスケジュールを明記したらいいのかなと思っております。これはオンライン申請一本化実現への方策としてということですが、そちらについても何かお考え、コメントがあれば頂ければと思います。以上2点でございます。よろしくお願いたします。

○総括審議官

ありがとうございます。では一旦ここで、担当部局のほうから回答をお願いします。

○労働基準局

ありがとうございます。1点目の御指摘は、その制度の要件を満たしているにもかかわらず、立替払が受けられない方が、どれぐらいいるのかということでございますけれども、これも大変恐縮でございますけれども、なかなかその見積りは難しいということでございます。ただ、どれぐらいのニーズがあるのか、知られていないことによって、制度利用できない方がどれぐらいいるのかということは、やはり考えていながら、この制度の見直し、ないし周知の充実を考えていかなければならないと思いますので、今の御指摘も踏まえまして、どのようなことができるかということについては考えていきたいと思っております。

それから2点目のオンライン申請、できるだけ100%に、早期にすべきではないかという御指摘でございますが、確かに御指摘のとおり、オンライン化するメリットは、全てオ

ンラインでできれば、かなり手間もコストも削減できるということになると思いますので、できるだけ早期に多くの方にオンラインで申請を頂けるように、これもやはり周知が重要になってこようと思いますけれども、その周知を進めていくということは取り組んでいきたいと思います。以上でございます。

○総括審議官

加藤委員、よろしゅうございますでしょうか。では、お待たせしました。井野委員、お願いいたします。

○井野委員

ありがとうございます。私のほうから、今までの質問とかぶるのですけれども、やはり一般の方たちが、どの程度この制度を知っているのかというところなのですね。3 ページの数字にありますように、倒産件数に対して企業数というところが、やはり少ないかなという印象なのですが、この一般の方たちがどういった場面で知れるのかなというところなののですけれども、この「関係先との連携強化」と書いてありますけれども、例えば社会保険ですとか、年金の窓口、こういった所との連携というのはどうなっているのでしょうか。

○総括審議官

では、今の連携の話の回答をお願いします。

○労働基準局

ありがとうございます。一般の方がどのようにして、この制度を知るのかということでございますけれども、現状としては恐らく賃金が未払になっているということで、労働基準監督署に御相談を頂いて、労働基準監督署のほうから制度の御説明を申し上げるというパターンが多くなっておろうかと思えます。

もう1つは社会保険や年金との連携ということでございますけれども、これはリーフレットなどを置いていただくというような形で、周知に連携協力をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○総括審議官

井野委員、よろしゅうございますでしょうか。では、お待たせしました。大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

3点あります。まず1点目は、今回アウトカムを設定されているという認識でいるのですけれど、短期的なアウトカム、あとは中長期的なアウトカムに照らしたときに、今回の

見直しの方向性というものが、どれだけそのアウトカムの向上につながるのかということについて、1点お伺いしたいと思います。

2点目は、今回の2つの見直しの方向性が、ほかの代替的な手段と比較して、なぜ優位性があるのかということについて、お伺いをしたいと思います。

3点目は、これは中長期的な話ともつながると思うのですが、行政が今回のこの施策を進めていく上で、データが圧倒的に足りないのではないかというふうな印象を持っています。例えば、労働者の納税のデータとかがアクセス可能であれば、もう少し本来救済すべき人に対して、限られた予算・人員の中で救済ができるような仕組みも、もっと工夫の余地が出てくるのかなと。そういう意味でいうと、中長期的にこの事業をしっかりと進めていくためには、そうしたデータを取ってくるというふうなことを、省庁横断でやっていくような、そうしたことも是非御提案をしていただくのが重要なのかなと思います。そういった意味で短期的な取組、中長期的な取組、そうしたところを整理した上で、どのようにお考えかということをお伺いできればと思います。

○総括審議官

ありがとうございました。では、今の頂いた3点について、御回答をお願いします。

○労働基準局

ありがとうございます。まず1点目のアウトカムを設定していて、今回の見直しによってそれがどれだけ向上につながるかという御質問でございますけれども、事前の勉強会でもちょっと御説明させていただきましたが、オンライン化による効果がどの程度あるのかという見積りのところは、今はまだ精査中ということで、できていないところでございます。

オンライン化ができれば事務が合理化されますので、恐らく支払までに要する日数というものは、一定程度削減されるであろうというような見込みを持っておりますけれども、それが具体的に何日分減らせるのかということまでの詳細な見積りは、今はできておりませんので、ここは引き続き精査をしていきたいと思っておりますのでございます。

それから2点目の、代替的な手段との比較衡量ということでございまして、これもなかなかちょっと難しい御質問でございますけれども、オンライン化ということについての代替手段ということが、なかなかイメージができていないところでございますので、これもその比較衡量が正しくできていない。

それから周知につきましても、今は考え得る周知の充実の方法を御用意したところでございまして、これもすみません、代替的な手段というところは考慮に至っていないということでございます。

それから、3点目の中長期的にデータが足りないのではないかということについては、確かに御指摘のとおりでございますので、ここはすみません、我々としても今、どうい

ことができ得るのかという答えを持ち合わせているわけではございませんけれども、どのようなデータを収集し、どのような活用の仕方をして、この制度の実施の効率化につなげていくのかということについて、引き続き考えていきたいと考えてございます。以上でございます。

○総括審議官

大橋委員、今の回答に対して、更にコメントがございましたら。

○大橋委員

ありがとうございます。オンライン化をすることが目的ではないという認識でいます。また、周知をすることが目的でもないと思います。今回、ここで頂いている目的というのは、労働者とその家族の生活不安を早期に解消を図ることが目的と記されています。ただ、この目的を達成する施策の効果を評価することなので、やはりこの抽象的な文言を、しっかり具体的な形に落としこんでもらう必要があって、多分その説明を頂いていないような気がしています。はっきりしないけれどもやるんだというような説明は、ちょっとなかなか難しいなと思っていて、なぜこれがそれほど効果があるものなのかというのは、ちょっと言っていたかないと、なかなか見直しの方向性として、これでよしとするというような感じの回答が言いにくいなというところがあります。

○総括審議官

ただいまの、目的に対してなかなか定量的にお答えするのは今の時点では難しいのかもしれませんけれども、更に回答をお願いします。

○労働基準局

現状でそれを御説明するデータも、今はちょっと御用意できていないということになるかと思しますので、なかなかお答えが難しいところではございますけれども、今、頂いた御指摘も踏まえて、データの整備も含めて、しっかり対応を検討していきたいと考えております。

○総括審議官

ありがとうございます。ただいま議論の途中でございますけれども、コメントシートの記入がまだお済みでない委員の方は、記入を進めていただくようお願いを申し上げます。記入が終わりましたら、事務局にお渡しいたきますようお願いいたします。

質疑を続けたいと思います。ほかに御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。大屋委員、お願いします。

○大屋委員

先ほどの大橋先生の御発言の一部なのだけれども、ほかのやり方と比べた場合に、この制度は優れているという話なのですが、申請方法としてのオンライン化だけに言及されたわけではなくて、つまり労働者の、特に倒産に直面した労働者の生活を保全するという観点から、事業のやり方がこれしかないのかということを含めた御質問だったと思うのですね。

つまり、例えばだけれども、事前勉強会のときにおっしゃったことではあるけれども、あらかじめ一定の金額を賃金相当のものとして、各事業者に供託させておくという手段も、理論的には考えられるわけであるし、国家が何らかの形で強制徴収をするとか、そういうことも考えられるであろうと。そういうものに対して、この制度が優れているという点、あるいは、この制度でないと回らないという点があれば説明していただきたいということだと思いますので、これについては、事務方から御回答をお持ちであればお願いします。

○総括審議官

他の代替手段よりも、こちらのほうがより現実的だということだとすれば、それについて説明をお願いします。

○労働基準局

ありがとうございます。この未払賃金立替払の現行のスキームのほかに、事前に賃金を供託しておいて、そこからその支払に充当する方法があるのではないかという御指摘だったかと思います。これについては事前の勉強会でも御指摘を頂きましたので、我々も頭の体操はさせていただきましたけれども、やはり供託金ないし基金みたいなものを設けて、そこから必ず支払われるということになりますと、現行よりもモラルハザードが起きやすいといえますか、現行の仕組みであれば、これは事業主に求償されますので、事業主は支払義務から免れないということになりますけれども、これが必ず基金だから払われるということになりますと、モラルハザードが更に加速していくのかなというような懸念があるということは考えたところでございます。以上でございます。

○総括審議官

今の回答でした。大屋委員、お願いします。

○大屋委員

多分、基金型ではなくて、個別企業が自己の賃金に相当する額を供託する、みたいな形でお考えだと思ったのですけれども、多分1つの簡単な答えとしては、簡単過ぎると思うけれども、企業数を考えると事務負担が膨大になりますということだと思うのね。ただ、先ほどは頭の体操とはおっしゃったけれども、現在、ただいまの立て付けから言うと、特

に最大6か月前からの給与未払に直面して、生活の困窮が生じている労働者に対して、迅速に給付を行うこの事業の必要性については、私はやはり、命を守らないといけなくて、やむを得ないと思うのですね。

ただ、伊藤委員からも御指摘があったとおり、やはり7割ぐらいは取りはぐれているわけで、これは本来ならば事業者が負担すべき金額を、国費で負担してしまっているという構造にもなっている。これを何とか改善する方法はないか。特に給与支払の実態というものをもっと、例えば電子的に、リアルタイムに近い形で把握できていれば、そもそも申請を待って対応するようなこともしなくていいのではないかというような御指摘も、ほかの先生方から出ているところですから、そういう方向性に向けての改善の方法というのは、考えていっていただきたいと思うところです。

あと、先ほどのアウトカムとアウトプットとの関係について、やはり現に生活に困窮している以上、その生活困窮者を救済するというのを、アウトプットとして掲げている以上、できるだけ早くいったほうがいいよねということがアウトカムの趣旨だということについては示していただきたいし、それを考えると、やはりできる限りオンラインで、特に支払まで、支払行動を押さえおくと、すぐに給付はできるわけですから、行政コストの削減だけではなくて、救済の迅速化の観点からも、オンラインに可能な限り一本化していくような方策を、できるだけ取っていただきたいと思います。以上です。

○総括審議官

ありがとうございます。前段は特に、御意見ということだと思います。後半のオンライン化の関係で、更に担当部局のほうから説明すべきことがあればお願いします。

○労働基準局

後段のオンライン化の御指摘については、全くそのとおりだと我々としても考えております。オンライン化をするに当たって、その事務の簡素化だけではなくて、やはり給付の迅速化ということも当然視野に入れていかなければならないと考えております。できる限りオンライン化を100%に、早期に近づけていくように努力をし、その効果を最大限にいかしていくということで考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○総括審議官

ありがとうございます。ただいま各委員、全ての委員から御発言いただいておりますけれども、更に追加で、ここで御発言なさりたい方はいらっしゃいますか。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

追加で2点ほど。これは国費ではあるのですが、中身は労働保険特別会計で、労

災保険を原資としていると。そうすると、この制度が立替払という制度の中身だと、立替払して回収するのだろうかというようなことが想定されてしまいますが、実際には回収できていないとすると、これは労働保険の、いわゆる保険者というか、事業主にとって納得できる制度であるのかという点からも、検証が必要ではないかなと。つまり、もちろん労働者を救済するというのが目的の事業ではありつつも、それを原資として支払っているのが労災保険を払っている事業主であるとする、事業主にとって、多くの事業主にとって、継続的に事業運営をしている多くの事業主にとって、これが納得できるものなのか、ということを考えていただきたいと思います。

それから2点目として、ちょうど次に求職者支援制度をやるわけですがけれども、やはり賃金が支払われなくて生活が困窮している、ただでさえ会社は倒産してしまった、そういう状況で次の仕事を探さなければいけないということになってくると、未払賃金は労働基準監督署に行かなければいけないと。でも、新しい仕事を探すのはハローワークに行かなくてはいけないと。大変な状況の中で、似たような厚生労働省の部局の中を行ったり来たりするようなことを、労働者がすることになるということが、恐らく一番、労働者の救済という点に関していえば、なかなか難しいというか、もう少しここは効率化を図れないものかと。でも、そういう情報を認知して、それをどの程度行政部局で共有するかという議論はあるかと思いますが、できる限り本人がハローワークに行ってくださいというように突き返すのではなくて、ハローワークにもこの状況を共有して、できる限り迅速に、次の仕事のための求職者支援制度ですとか、就職先をあっせんするようにしますというようなことのほうが、恐らくワンストップ、ワンソオンリーといわれているような、今後の行政のDXにおいては必要なことではないかと思います。

そしてもう1点、ちょっと今回の議論の論点とは大きく外れるかもしれないのですが、現状コロナ禍においては、雇用調整助成金という形で倒産を防ぐと。倒産を防ぐのだけれども、事実上その雇用保険の保険料の積立ては、もうほとんど枯渇してしまって、いわゆる雇用を守るための支払がよいのか。それとも、倒産すべき所が倒産することは仕方なくて、早期救済をするけれども、早期救済と同時に、労働者にとっては早期の求職につなげるとか、早期の就職につなげるといったことのほうが、社会的に望ましいのかどうか。これはちょっとまだ大きな話なので、結論が出るものではありませんけれども、本来であれば、うちの事業はこうです、求職者支援事業はこうです、ということではなくて、この2つがバランスとして、社会の中で労災保険で未払賃金を立て替えたほうがいいのか、それとも雇用調整助成金で、とにかく賃金を支払ったほうがいいのか、どちらがよるしいのかということ、やはり省内でも検討いただきたいと思っております。

○総括審議官

ありがとうございました。事業主の納得という観点が必要なのではないかという御指摘、あるいはハローワークと監督署の連携みたいなお話、それは要するにユーザーサイドに立

った場合にどのように連携ができるのか、オンラインの話もあると思いますけれども、そういう点も含めて、現時点で回答できることがありましたらお願いします。

○労働基準局

ありがとうございます。まず1点目、事業主が納得できる制度であるかという点に関してでございます。これは御指摘いただきましたとおり、労働保険特別会計、労災勘定は、労災保険料を原資としている事業でございます。こちらは社会復帰促進等事業という形で位置付けられている事業でございます。この社会復帰促進等事業については年に2回、経済団体などの代表の方にお集まりいただいて、事業評価を受けるというプロセスを経ておりまして、毎年度事業の実施状況の御報告をし、それについて御意見を伺って、納得いく形で事業を進めていくというプロセスを経ておりますので、これは適正に運用していきたいと考えてございます。

それから2点目のハローワークとの連携、情報共有という点でございます。これもなかなか手続が別々になっているという法律上の立て付けの問題とか、あとは物理的に場所が違うとか、そういったことはございますけれども、例えば制度の周知でありますとか、案内については両者連携をして、進めているところもございまして、今の御指摘も踏まえまして、引き続き丁寧に御案内をすると、連携をしてやっていくということは、取組を進めていきたいと思っております。

それから3点目、雇調金と未払金の立替払と、どちらがいいのかというような御指摘だったかと思っておりますけれども、やはり事業主の意向と申しますか、事業主のほうで事業を継続されるおつもりがあるのであれば、雇用調整助成金を用いて雇用を維持しながら事業の回復を目指すということになるかと思っておりますし、なかなかその見通しが立たないということになれば、破産なり法律上の再生手続を取るという形で、賃金についてはその未払賃金立替払も検討するというようなことになるかと思っておりますけれども、ちょっとここは事業主に対してどう働き掛けていくのがよいのかというような問題意識とも受け止められますので、そのことは頭に置きながら、今後も検討していきたいと思っております。以上でございます。

○総括審議官

今の担当部局からの回答というか、まだ現時点での考え方だと思いますけれども、伊藤委員、何か特にございますでしょうか。コメントシートの提出をお願いしてございますが、未提出の委員におかれましては、事務局までの送付を順次お願いしたいと思います。この間も質疑がありましたら続行したいと思います。でございますでしょうか。では赤井委員、お願いいたします。

○赤井委員

ありがとうございます。1 つ目の質問のときに少し述べたのですが、長期のアウトカム、これが本当に事業を行っていく上で一番望ましいのかということで、論点と見直しの方向性という所の 4 ページにもありますけれども、目標値は平均 20 日以内ということで、成果実績はそれよりも短いということで、達成しているということですね。事業レビューシートのほうは、ちょっと比率が間違っているような気がするのですが、確認しておいて、逆に割ってしまっているような感じもするので、達成しているという理解で、ひとまずこれはよろしいのですよね。レビューシートのほうは割算が間違っている、「達成していない」になっているような。これは下に「達成度」と書いている、ちょっとそこは確認しておいてください。これは修正されているということですかね。

なので、20 日で達成はしているということで、これを目指しているとするれば、全て達成しているので、いいということになるのですけれども、20 日が目標のところ平均 14 日で対応できているとして、20 日が望ましいとするれば、もちろん 14 日でできると、より望ましいと思うのですが、この辺りの背後にある費用がどのようになっているのか。例えば 20 日ぐらいで、言い方が難しいですが、20 日であれば許されるだろうとするれば、その 20 日を今は 15 日にしているのに、14 日という実績を達成するために、より多くの費用が掛かっているのであれば、そこは少し節約して、もう少し 20 日前後ぐらいで出せるなら、それでいいだろうという話もあるでしょうし、特にコストも掛かっていないのであれば 14 日でもいいし、14 が達成できるのであれば、より早い日を目指すという手もあるでしょうし、この辺りは日にちとコストの関係がどうなっているのかというのが 1 つ。

ほかには、長期のアウトカムとしては、先ほど回収率とかいうのもありましたけれども、実際に支払われる側にとっては、早いということ以外には、分かりやすいとか、いろいろな指標があると思うので、その辺りはどういうものを考えていらっしゃるのか。これが 2 点目です。

3 点目、もう 1 つ関係しますけれども、このオンラインというのは多分、サービス向上という意味で、役立つだろうということで導入されると思うのですが、先ほども話があったように、やはりこのオンラインというものが、どのぐらいの費用対効果があるのか。もちろん設備投資もあるでしょうから、初めには費用が掛かるとしても、その満足度も含めて、これだけの価値があるのだというようなことがないと、どうですかと聞かれてもなかなか評価が難しいので、これもなかなかデータがないので難しいのかもしれませんが、そういうサービス向上の指標はどうあるべきかという観点から、オンラインの費用対効果について、今はどのぐらいの状況にあるのかを教えてください。

○総括審議官

今、3 点の御質問がありましたけれども、最初の点については、なぜ 20 日に目標を設定しているのかということも含めて、説明をお願いします。

○労働基準局

ありがとうございます。20日に設定している日にちとコストの関係、それから今、総括審議官のほうから御指摘ありました、なぜ20日に設定しているかということでございますけれども、これは過去に30日近く掛かっていたというようなことがございまして、この目標値自体は、独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標に掲げられている目標でございまして、今は20日でございますけれども、前の時期については25日という目標を設定し、それに向けてその取組を進め、改善が進められてきたというような中で、今期の目標は20日ということになっているということでございます。

コストの関係というのは、なかなかここは導き出せていないところでございまして、先ほど来申し上げておりますとおり、オンライン化を進めていくことによって、これを更に短縮していくということは考えられるわけでございますけれども、では、どの程度のコストを掛ければ、どの程度短縮できるかという精緻な見積りのところは、まだできていないところでございますので、ここは引き続き御指摘も踏まえて、精査をしていきたいと思っております。

それからもう1点、支払われる側に対して、どういうアプローチが考えられるのかということでございます。これについては、当然分かりやすく制度を周知していくということは考えられるところでございますけれども、それについてどのようなアウトカムを設定するかということについては、まだちょっと考えが至っていないところでございましたので、今の御指摘も踏まえまして、何ができるかということは考えていきたいと思っております。

○総括審議官

ありがとうございます。これに対しては追加コメント、赤井先生、よろしいでしょうか。

○赤井委員

大丈夫でございます。

○総括審議官

多くの先生からコメントシートを頂いておりますけれども、まだ更に追加で御質疑等ございますでしょうか。では、今、コメントをまとめていただいているところだと思いますので、それをお待ちしつつ、提出いただいたコメントシートに加えて、これまでの御議論における各委員からの御意見を踏まえて、大屋委員と取りまとめのコメント案を作成させていただきたいと思っております。コメントシートを作成されている委員におかれましては、引き続き提出をお願いしたいと思います。しばらくお待ちいただければと思います。待っている間にコメントはよろしいでしょうか。

○赤井委員

もしよろしければ、せつかく時間があるので。この関係機関との連携強化というので、連携するとどういふ効果があるというの、何か明確に言えるとしたら、どういふものが。実際に連携してこれだけ効果が上がっていますというの、何か事例がありますか。あと、費用対効果面も含めて、いかがでしょう。

○総括審議官

数字は難しいかもしれませんが、エピソード的にも何かありますか、裁判所やその他の連携で。

○労働基準局

これは法律上の倒産の場合には、破産管財人などがその証明を行うこととなりますけれども、慣れている破産管財人の方であれば、スムーズに手続が進むということがありますが、慣れていない方であると、少し記載に不備があったりであるとか、確認に時間が掛かったりだとか、そういうことがあると聞いておりますので、やはり丁寧に説明をして御理解を頂くということは重要かと考えておりますので、更に説明会なりの開催回数を増やすとか、そういったことをすることによって、更なる制度の円滑な実施ということができるようではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○赤井委員

その辺も、どのぐらい開催したらどのぐらい上がるのかとか、調べられているかなと思って。

○総括審議官

では、お待たせしました。時間になりましたので、大屋委員から取りまとめのコメント案の発表をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○大屋委員

それでは、先生方から頂きましたコメントシートの内容も反映いたしまして、取りまとめコメント案については以下のようにさせていただければと存じます。

まず1点目です。本事業は賃金が未払いのまま退職を余儀なくされる労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットであり、その意義は一般的に認められる。しかし、悪意をもって計画的に倒産しようとする事業主の存在も考えられることや、本事業を念頭に労働者に賃金を故意に支払わずに倒産するケースも考えられ、モラルハザードを惹起するという懸念もある。これに加えて、労働者の生活安定という抽象的な目的を EBPM 的観点か

ら検討し、本事業の意義を説明できるようにすべきである。

2 点目、コロナ禍対応が終了し、通常の経済活動に今後移行することに加え、人件費高騰、円安等による原材料、輸送コストの高騰により、倒産件数の増加が見込まれるところである。そうした中で、労働者やその家族の生活を支えるセーフティネットとして、本事業には确实・迅速な実施が求められるところである。そうした観点から、立替金の早期支払のために、オンライン化の推進など、より効果的・効率化な事業運営ができるようにすべきである。その際、事業コストの分析ができる体制を構築し、事後検証が可能な運営にすべきである。

3 点目、加えて、労働者やその家族などが本事業についての知識を持たないこと、特に事実上の倒産の場合が十分に把握できていないことにより、制度利用に至っていないケースも考えられる。そうしたことから、効果的な制度周知の在り方、関係機関との連携方策を検討し、実施すべきである。以上です。

○総括審議官

ありがとうございました。ただいまの御発表いただいたものについて、ちょっと紙その他で共有できていないので、耳で聞いていただいて、誠に恐縮です。次のところから改善したいと思いますが、ただいまの大屋先生から御発表いただきました取りまとめのコメント案につきまして、委員の先生から御意見ございましたら頂きたいと存じます。いかがでしょうか。大橋委員、お願いします。

○大橋委員

伊藤委員のほうから、ほかの関連施策との関係の中で、本事業の位置付けというものをしっかり考えるべきだというような御発言があったと思うのですが、私は重要な視点だと思って、ちょっとそのようなところは、今のお話の中に入っていないという認識でいるのですが、是非入れていただいたらいいのではと。皆さんの御意見を踏まえてということだと思いますが、私は良い発言だと思いました。

○総括審議官

大屋委員、お願いします。

○大屋委員

最後のところですが、総論的に効果的な制度周知の在り方、関係機関等で連携方策を検討するというふうに入っているところに、「他事業との関係も含め」というようなことを加筆させていただくというような方向性でいかがでしょうか。それでよろしいですか。ちょっと修文についてはお任せいただいて。

○総括審議官

ほかに御意見はいかがでしょうか。ございましたらお願いします。よろしゅうございますでしょうか。では、先ほど大屋委員からお話ございましたように、そのような方向で加筆修正をするということで進めさせていただきたいと存じますが、この公表に当たりまして、具体的な記載ぶりは先ほどのようなコメントを追加させていただくという前提で御一任させていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、本事業につきましては終了とさせていただきたいと思いません。ありがとうございました。